

岸和田市告示第 495 号

次のとおり、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び岸和田市財務規則（平成 9 年規則第 11 号。以下「財務規則」という。）第 104 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 12 月 22 日

岸和田市長 佐野 英利

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和 7 年度岸和田市物価高騰重点支援給付金支給事業に係る業務委託

(2) 履行場所

岸和田市岸城町 7 番 1 号及び本市と受託者で協議し決定した場所

(3) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 7 月 31 日まで

(4) 業務の概要

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、低所得世帯（令和 7 年度市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割のみ課税世帯）に対する支援として実施する給付金支給事業において、システム構築・運用業務、窓口業務、コールセンター業務、その他事業実施に必要なものを含む包括的業務

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 令和 7 年度岸和田市指名競争入札参加資格を有する者であること。

(2) 令和 2 年 4 月 1 日以降に本市の人口規模と同程度以上の地方公共団体が、新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金、子育て世帯等臨時特別支援事業、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用し発注した第 1 項第 4 号に規定する業務と同種の包括的業務を、元請として 2 以上の当該地方公共団体から受託し、遂行した実績を有する者であること。

(3) 施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められない者であること。

(4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

(5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の

申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てをなされていない者又は同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者（その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合に限る。）であること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者若しくは申立てをなされていない者又は会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者（その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合に限る。）であること。
- (8) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (9) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中にはない者であること。

3 入札参加申込等

(1) 入札説明書等に関する事項

入札説明書、業務委託入札心得、業務委託仕様書、契約書（案）（以下「入札説明書等」という。）並びに入札参加申込書は、令和 7 年 12 月 22 日（月）から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで本市ホームページより閲覧又はダウンロードすることができる。

(2) 入札参加申込

ア 提出書類

本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を市に提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

（ア）入札参加申込書

- （イ）契約実績調書（第 2 項第 2 号の実績を有することが確認できるものをいう。）
- （ウ）当該契約に係る契約書の写し

イ 申込期間 令和 7 年 12 月 22 日（月）から令和 8 年 1 月 19 日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午からの 45 分間を除く。）

ウ 申込場所 岸和田市福祉部福祉政策課

エ 申込方法等 入札説明書等に明示する。

(3) 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査の結果は、令和8年1月21日（水）午後5時までに入札参加資格審査結果通知書により電子メールで通知するものとし、資格を有すると認めた者は、入札通知書、入札要項及び委任状を併せて電子メールで通知するものとする。

4 仕様書等の閲覧等

(1) 当該業務の仕様書等は、令和7年12月22日（月）から令和8年1月30日（金）まで、本市ホームページより閲覧又はダウンロードすることができる。

(<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/page/kyuhukin-20251201.html>)

(2) 仕様書等に関する質疑がある場合は、令和8年1月9日（金）午後5時までに次の送付先に質疑書を電子メールで送付すること。その他の方法による質問には一切応じないものとする。また、電子メールの送信後、本市担当まで電話により着信確認をすること。

送付先 岸和田市福祉部福祉政策課

電話番号 072-423-9141（直通）

メールアドレス tgkyufu@city.kishiwada.osaka.jp

当該質疑に対する回答は、令和8年1月14日（水）午後5時までに本市ホームページ上で公開する。

5 入札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年1月30日（金）午前10時

(2) 場所 岸和田市役所職員会館3階会議室

※入札時刻に遅刻した者は、失格とする。

6 提出書類

入札日当日は、入札要項及び委任状（代理人を選任し、入札させる場合に限る。）を提出すること。

7 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 業務委託入札心得第9条に該当する入札

(2) 入札時点までに指名停止要綱により指名停止の措置を受けた者が行った入札

8 入札の中止等

入札参加資格を有する者の数が1となった場合は、本入札を中止することがある。この場合のほか、やむを得ない事由により入札を中止又は延期するべきと判断したときは、入札を取りやめ、又は延期するものとする。

9 最低制限価格の設定

最低制限価格は設けない。

10 予定価格等の事前公表

予定価格は事前公表しない。

11 入札保証金に関する事項

本入札に参加を希望する者は、財務規則第106条の規定により、入札予定価格の100分の3に相当する額以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第108条の規定に該当する場合は、納付を免除する。

12 契約保証金に関する事項

財務規則第121条の規定により、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第123条の規定に該当する場合は、納付を免除する。

13 契約の締結

落札者と市は、契約書の内容について協議を行い、令和8年2月6日（金）までに合意を得て契約を締結する。

14 その他

(1) 現場説明については、これを省略する。

(2) 落札者が、第2項に規定するいずれかの要件を満たさなくなったときは契約を締結しない。この場合、岸和田市は受託候補者に対して何ら責任を負わないものとする。

(3) 詳細は、入札説明書等に明示する。

(4) 問合せ先

岸和田市福祉部福祉政策課

電話番号 072-423-9141（直通）

メールアドレス tgkyufu@city.kishiwada.osaka.jp